

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に  
掲げる協議が調ったことの証明書

令和 8 年 1 月 20 日に開催した令和 7 年度第 2 回稲城市運賃協議会において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 路線又は営業区域の変更箇所

- (1) 対象路線：「稲城市コミュニティバス（i バス）」  
・南多摩駅～稲城・府中メモリアルパーク路線（i バス A コース）
- (2) 対象期間：令和 8 年 4 月 1 日から
- (3) 運賃（料金）の種類、金額及び適用方法：下記の表のとおり

| 利用者等      |                    | 運賃                |       |
|-----------|--------------------|-------------------|-------|
| 大人（中学生以上） | 全部を現金で支払う場合        | 200 円             |       |
|           | 全部を I C カードで支払う場合  | —                 |       |
|           | 各種手帳所持者            | 全部を現金で支払う場合       | 100 円 |
|           |                    | 全部を I C カードで支払う場合 | —     |
| 小児        |                    | 全部を現金で支払う場合       | 50 円  |
|           |                    | 全部を I C カードで支払う場合 | —     |
|           | 各種手帳所持者            | 全部を現金で支払う場合       | 30 円  |
|           |                    | 全部を I C カードで支払う場合 | —     |
|           | 1 歳以上～ 6 歳未満（幼児）   |                   | 50 円  |
|           | 小学生以上が同伴する幼児 2 名まで |                   | 無料    |
| 1 歳未満（乳児） |                    | 無料                |       |

※東京都シルバーパス、その他の割引制度の適用を行う。

2 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

南観光交通株式会社

令和 8 年 1 月 20 日

稲城市運賃協議会